

宮崎市脱炭素先行地域コンソーシアム 規約

(名称)

第1条 本コンソーシアムは、「宮崎市脱炭素先行地域コンソーシアム（以下、「本会」という）」と称する。

(目的)

第2条 本会は、産学官が連携し、国から選定された宮崎市の脱炭素先行地域での取組を着実に実行し、2030年度までに対象地域の民生部門におけるCO2排出量実質ゼロの実現を目指すとともに、地域課題の解決に貢献することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の各取組を行う。

- (1) 脱炭素先行地域づくり事業に関する意見交換、情報共有及び情報発信に関すること
- (2) 脱炭素先行地域の取組について、進捗状況、取組評価、課題の整理、スケジュールの確認に関すること
- (3) 脱炭素先行地域以外への取組の展開に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 第2条の目的に賛同する宮崎市脱炭素先行地域計画の共同提案者
- (2) 賛助会員 第2条の目的に賛同し、適宜、取組を支援する事業者及び団体等
- (3) オブザーバー 国、地方公共団体等であって、会長が適当と認める者

(代表)

第5条 本会の代表者として会長1名を置き、市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるときは、副市長をもって代理とすることができる。

(総会)

- 第6条 総会は、年1回開催するほか、必要に応じて会長が招集する。
- 2 総会は、必要に応じて、会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
 - 3 総会は、本会の事業及び運営の基本的事項について審議し、決定する。
 - 4 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。
 - 5 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決するものとし、可否同数の時は、会長の決するところによる。

(ワーキンググループ)

- 第7条 本会は、第2条の目的を達成するために必要な取組を具体的に推進するためにワーキンググループを設置することができる。
- 2 ワーキンググループは、会長及び会員が必要であると認める者で構成する。
 - 3 ワーキンググループは、ワーキンググループに属する正会員間の互選によって主幹事を選定する。
 - 4 ワーキンググループの主幹事は、ワーキンググループ内の事業推進及びワーキンググループ間の事業連携を行う。
 - 5 ワーキンググループの主幹事は、総会において、当該ワーキンググループの活動、進捗状況等を報告する。

(事務局)

- 第8条 本会の事務局は、宮崎市環境部環境政策課ゼロカーボン推進室に置く。

(秘密保持)

- 第9条 本会の活動において知り得た他の会員の技術的な情報及び秘密情報のうち秘密である旨明示された情報については、本会への在籍期間中及び退会後を問わず、その一切について第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に開示される情報に関するすべての当事者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(設置期間)

- 第10条 本会の設置期間の有効期間は令和13年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第9条で定める義務は、協議会の設置期間が終了した後も、対象とする事項が存在する限り有効に存続する。

(その他)

第11条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

本規約は、令和7年7月8日から施行する。

別表1 共同提案者（第4条関係）

宮崎県
国立大学法人宮崎大学
宮崎商工会議所
公益社団法人宮崎市観光協会
九州電力株式会社宮崎支店
株式会社宮崎銀行
宮崎交通株式会社
米良電機産業株式会社
株式会社宮崎放送
N T T 西日本株式会社宮崎支店
ソーラーフロンティア株式会社
アジア航測株式会社